

令和6年11月14日

質問回答書

件名：オフサイトPPA方式による太陽光発電事業	
質問事項	回答
1 測量データの提供可否について より精緻な企画提案書を作成する目的で、事業履行場所の測量データを提供頂くことは可能でしょうか。太陽光発電設備のシステム構成図の作成及び設備容量の詳細検討に利用させて頂く予定です。	1 市では履行場所の測量は行っておりません。現地調査については、事業の実施内容の一つとしております。 （「仕様書」「3 設備工事前の調査・手続」「(1)現地調査」を参照）
2 道の取り扱いについて 事業履行場所内の赤道上に太陽光発電設備を設置しても問題はありませんでしょうか。	2 問題ございません。
3 事業完了期限について 本事業の仕様書に市の「東御市公共施設等への太陽光発電設備等設置促進補助金」（以下「補助金」という）。を活用する場合は原則令和7年3月31日までに設備設置工事を完了させる旨の記載がありますが、補助金を活用しない場合の設備設置工事完了期限は設けられていますでしょうか。	3 補助金を活用しない場合も、補助金を活用する場合と同様、設備設置工事完了期日は原則、令和7年3月31日までとなりますが、事業者決定後の提案に基づく協議において確定いたします。
4 補助金予算の翌年度への繰り越し可否について 令和6年12月11日の結果通知・公表をうけ事業を開始するにあたり、電力会社との系統連携手続きだけで約1年の時間を要します（事前相談に約1か月、接続検討に約3か月、電力需給契約の締結に約6か月）。その後の工事期間や、系統接続以外の諸手続き（住民説明会の開催、各種法令対応等）に係る期間を勘案すると令和7年3月31日までに設備設置工事を完了することは非常に難しい状況にあると考えられます。一方で東御市と事業者双方の経済合理性を確保するためには補助金の活用が前提の事業であると認識しておりますが、補助金を翌年度に繰り越し、	4 本補助金は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用したものであることから、翌年度への繰り越しの可否については環境省の判断に準ずる形となります。

繰り越された翌年度2度の補助金を活用し本事業を実施することは可能でしょうか。他の市町村で事業実施期間と予算の都合上、補助金予算を翌年度に繰り越して頂いた事例があり、同様の対応を本事業でもお願いしたいと考えています。	
5 PPA単価の見直しについて 企画提案書作成・提出段階で算出や想定が困難な費用（系統連携に係る費用、住民説明会の実施により新たに対応が必要となった事柄に対して発生する費用等）があると認識しておりますが、本事業受託後の総事業費が確定した時点で市とPPA単価の見直し協議を実施することは可能でしょうか。	5 事業者決定後、提案内容を大幅に見直すことは想定しておりませんが、計画に基づく協議は可能です。提案の段階において算出や想定が困難な費用がある場合は、その旨と理由を必ず企画提案書に明記してください。
6 住民説明会について 住民説明会の実施により地域住民より反対意見が出た際の対応について、市の協力を得られる体制となっておりますでしょうか。	6 事業者と市が連携して、対応していくものと考えております。
7 経営実績について 共同事業体の1社に設立されてから2年しか経過していない会社がありますが、経営実績は提出可能な期間のみの提示で宜しいでしょうか。100%出資の親会社の経営実績は過去3年分を提示可能です。	7 お見込のとおりです。 なお、親会社の経営実績は、必須書類ではありませんが、参考資料としてご提出ください。